

市の制度

平成27年4月から幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育等の利用をお考えのかたへ

問子ども育成課

「子ども・子育て支援新制度」がスタートすると、幼稚園や保育所の入園・入所手続きが変わります。ご不明な点は、説明会へご参加いただくか、お問い合わせください。
★在園児には、別途、各園を通じてご案内します。

★制度の詳細は内閣府のホームページをご覧ください。「子ども・子育て支援新制度」で検索。



教育・保育の場

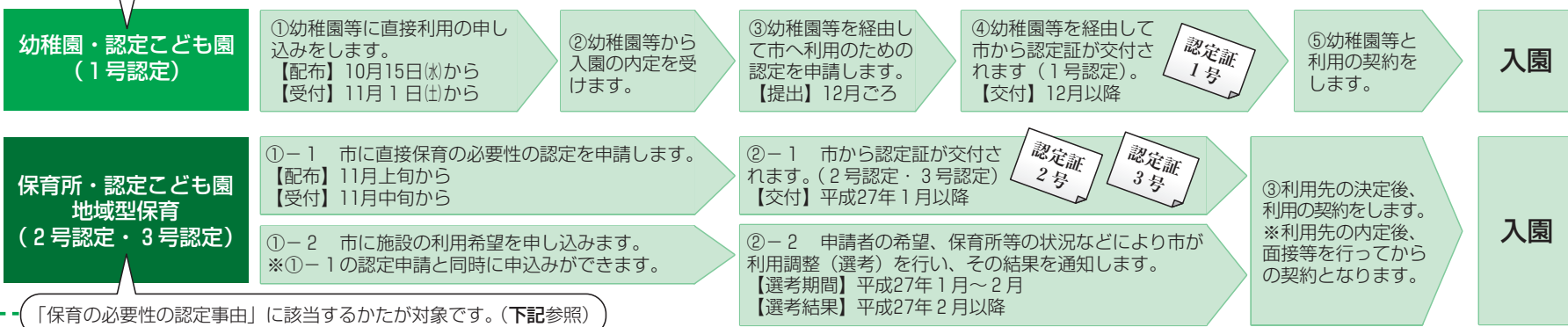
	0歳～2歳	3歳～5歳
仕事や介護などで子どもをみられないなど	○保育所 ○小規模保育 ○認証保育所	○認定こども園 ○家庭的保育(保育ママ) ○定期利用保育 など
ふだん家にいて子どもと一緒に過ごしているなど	○一時預かり(※) ○地域子育て支援拠点 など	○幼稚園 ○認定こども園 など

※一時預かりは3歳以上でも利用できます。

利用手順 1～3号の認定を受ける必要がありますので、必ず申請をしてください。

※新制度に移行しない私立幼稚園・認証保育所・定期利用保育などの利用手続きは今までとおりです。直接各施設へお問い合わせください。

特別な要件はありません。どなたでも対象となります。



「保育の必要性の認定事由」に該当するかたが対象です。(下記参照)

新制度上の教育・保育の認定とは

認定区分	要件	認定区分に応じた利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上 特別な要件なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 保育認定(※)	満3歳以上 保育の必要な事由(下記参照)に該当すること	保育所、認定こども園
3号認定 保育認定(※)	満3歳未満 保育の必要な事由(下記参照)に該当すること	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※「保育の必要性の認定事由」に該当すること。

保育の必要量の認定

保育を必要とする時間に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

区分	就労想定	利用時間/就労時間の目安
保育標準時間	フルタイム就労を想定	1日最長11時間/月120時間以上
保育短時間	パートタイム就労を想定	1日最長8時間/月48時間以上120時間未満

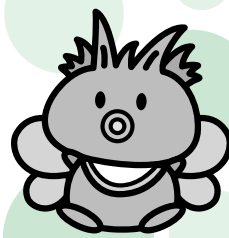
保育料

新制度上の保育料は、国が定める上限額の範囲内で市が定めます。原則として所得に応じた金額となり、教育・保育の認定区分と保育の必要量区分に応じて設定されます。具体的には、東村山市保育料等審議会や市議会等での審議を経て3月ごろ決定される予定です。

保育の必要性の認定事由(保育の必要な事由)

保育施設を利用する場合は、保護者(父・母ともに)がこれらの事由のいずれかに該当している必要があります。保育の必要性の認定事由に該当するかどうかの認定は市が行います。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、ひとつきに48時間以上労働する場合は、基本的に全ての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合



平成27年4月の入園を考えている保護者向け説明会

制度の概要や、利用をお考えの施設類型ごとの入所手続き等に関する説明会を実施します。

日時	対象・定員	会場	託児	託児申込み
10月16日(木) 午前10時30分～正午	主に幼稚園・認定こども園の利用を希望するかた、60名	地域福祉センター1階 (野口町1-25-15) ★ころころの森の建物		受付中。午前10時から電話で、ころころの森(☎395-7280)へ
10月16日(木) 午後1時30分～3時				
10月25日(土) 午前10時30分～正午	主に保育施設・認定こども園の利用を希望するかた、各回60名	いきいきプラザ2階	要予約 各回15名(※)	10月16日(木)午前10時から電話で、第六保育園(☎395-3711)へ
10月25日(土) 午後1時～2時30分				
11月6日(木) 午後7時～8時30分				

※託児利用は1歳6か月以上のお子さんが対象です。対象年齢未満のお子さんは一緒にご参加ください。